

お詫びと訂正

令和3年4月15日発行の広報かさま【お知らせ版】P6「⑭ 令和3年度以降の介護保険料が変わります」の記事に誤りがありました。

読者の皆様および、関係各位にお詫び申し上げます。

【誤】 6～10段階 対象者：本人が住民税非課税

【正】 6～10段階 対象者：本人が住民税課税

改定前					
第7期(平成30年度～令和2年度)					
段階	対象者		保険料調整率	保険料 (年間額)	
1	本人が 住民税非課税	非課税世帯	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ②前年の年金収入等80万円以下	基準額×0.30	18,720円
2			前年の年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.50	31,200円
3		前年の年金収入等120万円超	基準額×0.70	43,680円	
4		課税世帯	前年の年金収入等80万円以下	基準額×0.90	56,160円
5 (基準額)			前年の年金収入等80万円超	基準額×1.00	62,400円
6	本人が 住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	74,880円	
7		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.30	81,120円	
8		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	93,600円	
9		前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額×1.70	106,080円	
10		前年の合計所得金額が500万円以上	基準額×1.80	112,320円	



改定後				
第8期(令和3年度)				
段階	対象者		保険料調整率	保険料 (年間額)
1	改定前と同じ		基準額×0.30	20,520円
2			基準額×0.50	34,200円
3			基準額×0.70	47,880円
4			基準額×0.90	61,560円
5 (基準額)			基準額×1.00	68,400円
6	本人が 住民税課税	改定前と同じ	基準額×1.20	82,080円
7		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	88,920円
8		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	102,600円
9		前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満	基準額×1.70	116,280円
10		改定前と同じ	基準額×1.80	123,120円

問 高齢福祉課(内線170)

「広報かさま お知らせ版」は、インターネット等デジタル媒体により情報発信方法が多様になったことから、4月から月2回の発行に変更しました。